2　当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前事業年度の期首に株式分割又は株式併合が行われたと仮定して潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額が算定されている旨

3　前二項の規定にかかわらず、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり当期純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の記載は要しないものとする。

第三章第五節を同章第七節とする。

第百一条第一項、第百二条、第百三条第一項、第百四条及び第百五条第一項中「前事業年度末残高」を「当事業年度期首残高」に改める。

第百六条第一項第一号、第百七条第一号及び第百八条第三項中「前事業年度末」を「当事業年度期首」に改める。

第百二十八条中「よつて作成した」を「準拠して作成した」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　指定国際会計基準が国際会計基準と同一である場合には、国際会計基準に準拠して財務諸表を作成している旨

第百二十八条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して財務諸表を作成している旨

第百三十一条第一項中「及び第八条の三第二号」を削る。

第百三十三条第二項中「第九条第三項」を「第九条第五項」に改める。

様式第二号記載上の注意7．(1)中「セグメント情報に与える影響」を「前事業年度のセグメント情報を当事業年度の報告セグメントの区分により作成した情報（当該情報を記載することが実務上困難な場合には、セグメント情報に与える影響）」に改め、同記載上の注意7．(2)中「困難」を「実務上困難」に改める。

様式第六号中「前期損益修正益　×××　××」及び「前期損益修正損　×××　×××」を削る。

様式第七号中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同記載上の注意3．及び4．中「前事業年度末残高」を「当事業年度期首残高」に改め、同記載上の注意6．を同記載上の注意7．とし、同記載上の注意5．の次に次のように加える。

6．遡及適用及び修正再表示（以下「遡及適用等」という。）を行った場合には、前事業年度の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。

様式第十一号並びに同記載上の注意3．、7．、8．及び9．中「前期末残高」を「当期首残高」に改める。

様式第十二号及び様式第十三号中「前期末残高」を「当期首残高」に改める。

様式第十四号中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同記載上の注意1．中「前期末」を「当期首」に改める。

様式第十五号中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同記載上の注意1．中「前期末」を「当期首」に改める。

附則に次の2項を加える。

3　平成二十四年三月三十一日以後に終了する事業年度（以下この項において「当事業年度」という。）の前事業年度に係る財務諸表（法第五条第一項又は第二十四条第一項から第三項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていないものに限る。以下この項及び次項において「前財務諸表」という。）を、法又は法に基づく命令により当事業年度に係る財務諸表（以下この項及び次項において「当財務諸表」という。）を最近事業年度に係る財務諸表として記載すべき有価証券届出書又は当事業年度に係る有価証券報告書に記載する場合における財務諸表等の用語、様式及び作成方法は、当財務諸表を作成するために適用すべきこの規則の定めるところによるものとし、当該規則において定めのない事項については、当財務諸表を作成するために準拠すべき一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

4　前項の規定により前財務諸表を作成するときは、第六条の規定にかかわらず、前財務諸表及び当財務諸表は、同条に規定する比較情報を含めないで作成するものとする。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第三条　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二　中間連結包括利益計算書　第一節　総則（第七十条の二―第七十条の四）　第二節　その他の包括利益（第七十条の五・第七十条の六）　第三節　中間包括利益（第七十条の七）　第四章　中間連結株主資本等変動計算書」を「第三章の二　中間連結包括利益計算書　第一節　総則（第七十条の二―第七十条の四）　第二節　その他の包括利益（第七十条の五・第七十条の六）　第三節　中間包括利益（第七十条の七）　第四章　中間連結株主資本等変動計算書」に改める。

第一条第一項中「中間連結損益計算書」の下に「、中間連結包括利益計算書」を加える。

第一条の二第一号中「第一条の二第一号」を「第一条の二第一項第一号」に改め、同条第二号中「よつて作成した」を「準拠して作成した」に、「第一条の二第一号ロ」を「第一条の二第一項第一号ロ」に改め、同条に次の一項を加える。

2　特定会社の子会社が連結財務諸表規則第一条の二第二項各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、当該子会社を特定会社とみなして、前項（各号列記以外の部分に限る。）及び第六章の規定を適用することができる。

第十六条中「、第三項及び第四項」及び「、同条第三項中「当連結会計年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と、「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「連結貸借対照表に」とあるのは「当中間連結会計期間」と」を削る。

第四十四条中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

第四十五条の二の見出しを「（その他の包括利益累計額の分類及び区分表示）」に改め、同条中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　中間連結包括利益計算書

第一節　総則

（中間連結包括利益計算書の記載方法）

第七十条の二　中間連結包括利益計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。

2　中間連結包括利益計算書は、様式第五号の二により記載するものとする。

（中間連結損益及び包括利益計算書）

第七十条の三　中間連結包括利益計算書は、中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結損益計算書の末尾に本章の規定による記載を行ったものをいう。）を作成する場合には、記載を要しない。

（中間連結包括利益計算書の区分表示）

第七十条の四　中間連結包括利益計算書は、少数株主損益調整前中間純利益又は少数株主損益調整前中間純損失、その他の包括利益及び中間包括利益に分類して記載しなければならない。

第二節　その他の包括利益

（その他の包括利益の区分表示）

第七十条の五　連結財務諸表規則第六十九条の五の規定は、その他の包括利益について準用する。

第三節　中間包括利益

（中間包括利益）

第七十条の六　少数株主損益調整前中間純利益金額又は少数株主損益調整前中間純損失金額にその他の包括利益の項目の金額を加減した金額は、中間包括利益金額として記載しなければならない。

2　前項に規定する中間包括利益金額については、中間連結財務諸表提出会社の株主に属する金額及び少数株主に属する金額に区分し、その区分ごとの金額を中間連結包括利益計算書の末尾に記載しなければならない。

第七十二条第一項中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改め、同条第二項中「前連結会計年度末」を「当連結会計年度期首」に改める。

第七十三条第一項「前連結会計年度末残高」を「当連結会計年度期首残高」に改める。

「第三節　評価・換算差額等」を「第三節　その他の包括利益累計額」に改める。

第七十四条第一項中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に、「前連結会計年度末残高」を「当連結会計年度期首残高」に改め、同条第二項中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。